

入間市総合計画 前期基本計画

(平成29年度～33年度)

素 案 <概要版>

「これからの入間市を考える」市民説明会 次第

〔日 時〕 平成28年2月11日(木・祝) 午前9時30分～
19日(金) 午前9時30分～

〔会 場〕 11日：入間市市民会館 3階1号室
19日：入間市市民活動センター 3階活動室1

〔プログラム〕

9:30～ 9:40 あいさつ・趣旨説明
9:40～10:20 総合計画概要説明
10:30～11:10 第1章「つながりを大切にしまちづくり」
11:20～12:00 第2章「学びあいのまちづくり」

休 憩

13:00～13:40 第3章「ささえあいのまちづくり」
13:50～14:30 第4章「住みやすく緑豊かなまちづくり」
14:40～15:20 第5章「活気に満ちたまちづくり」
15:30～16:10 第6章「安全で安心してらせるまちづくり」
16:20～17:00 人口ビジョン及び総合戦略

※いずれも冒頭20分程度で概要説明、その後質疑応答を行います。



今、未来が始まるとき。

平成28年2月

入 間 市

基本構想の概要

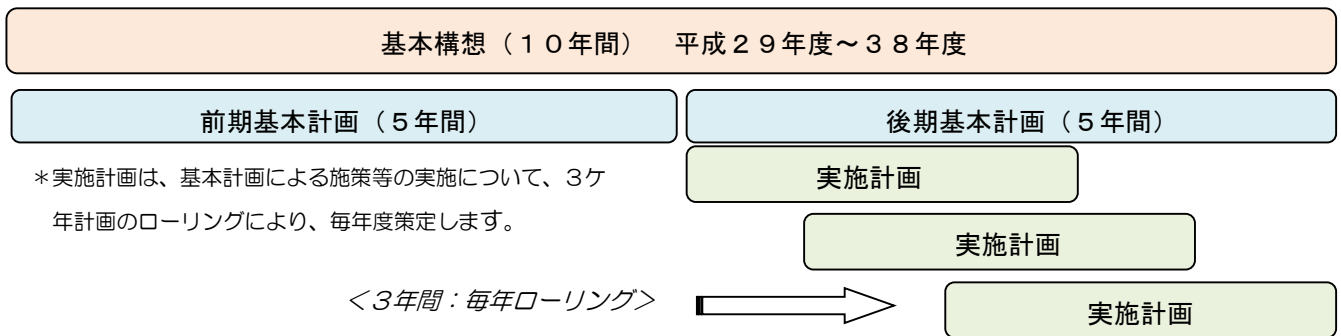
◇基本構想と計画の構成◇

入間市総合計画は、市民に密接に関わる各種施策や事業を実施する際の指針となる計画であり、入間市全体の進むべき方向性を表すものとして、平成29年度を初年度とするものです。

基本構想は、本市のまちづくりの目標と、それを達成するために実施する計画の全期間にわたる基本的方向性について明らかにしたもので、基本計画の指針となるものです。

また、計画策定に向けた基本的視点と施策の大綱を掲げ、これに基づいて具体的な施策・事業を推進することとします。

＜総合計画を構成する各計画の相関図＞



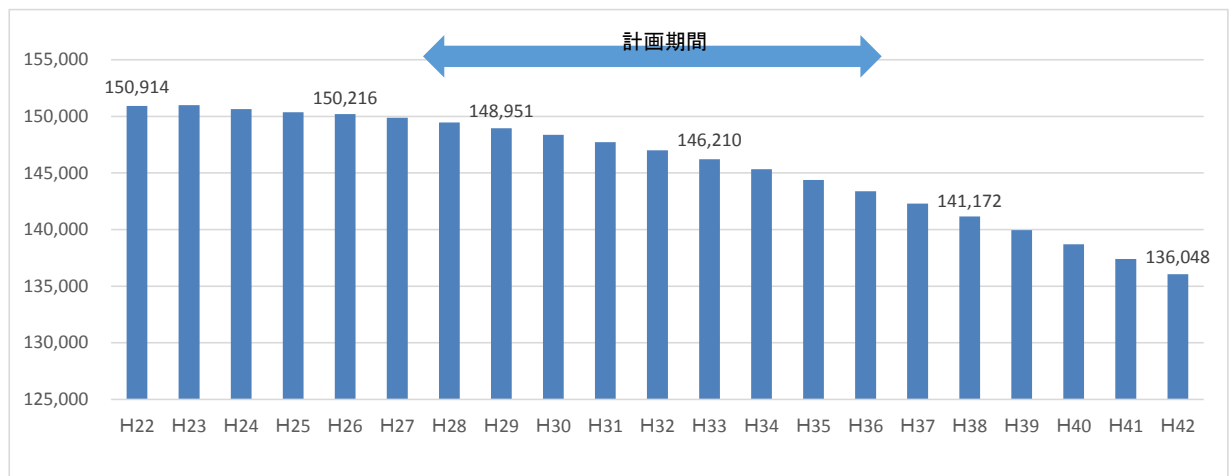
◇10年間のまちづくりの目標◇

みんなでつくる 住みやすさが実感できるまち いるま

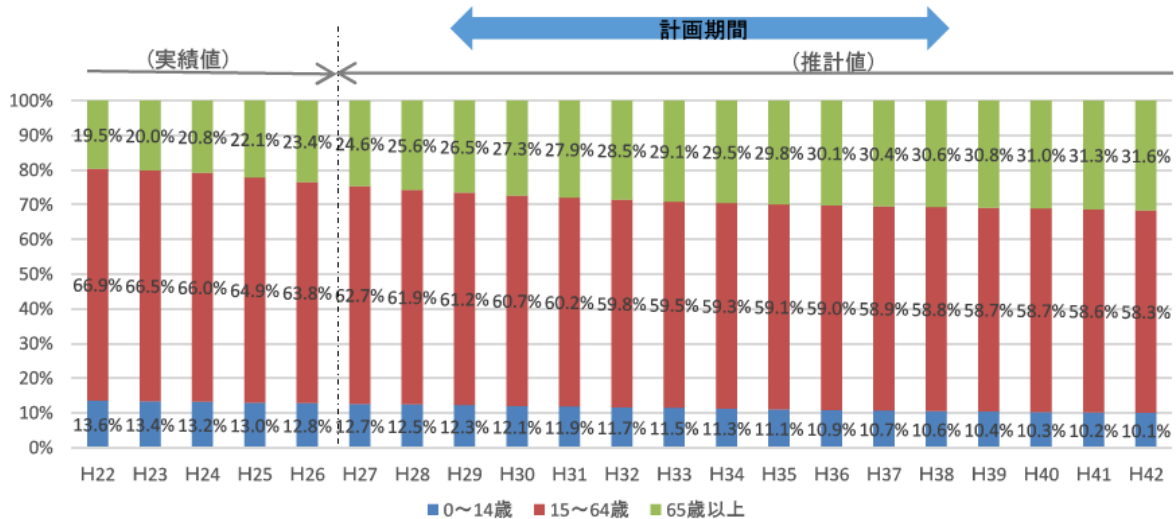
◇計画の基本指標◇

（1）将来人口

①総人口の推移



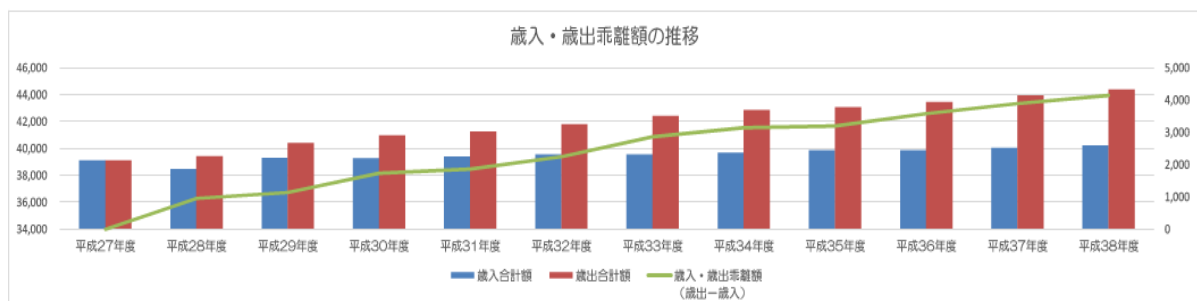
②年齢別人口構成の推移



◆ 計画期間における人口推計表

人口 \ 年	実績値		推計値		
	平成22年 (2010年)	平成26年 (2014年)	平成29年 (2017年)	平成33年 (2021年)	平成38年 (2026年)
総人口	150,914人	150,216人	148,951人	146,210人	141,172人
将来人口 (平成38年)	概ね141,000人				
年少人口 (0~14歳)	20,495人 13.60%	19,295人 12.80%	18,335人 12.30%	16,775人 11.50%	14,905人 10.60%
生産年齢人口 (15~64歳)	101,014人 66.90%	95,812人 63.80%	91,162人 61.20%	86,956人 59.50%	83,048人 58.80%
老年人口 (65歳以上)	29,405人 19.50%	35,109人 23.40%	39,452人 26.50%	42,478人 29.00%	43,220人 30.60%

(2) 財政見通しによる歳入・歳出の推計



◇計画の基本的視点◇

本計画の策定にあたって、重視すべき基本的視点を次のとおり示します。

ここで示す6つの基本的視点は、総合計画の各分野における施策を横断する重点的なテーマとして設定するものです。

(1) 人口の減少・少子化、高齢化への備え

- 全ての世代で支え合う社会の構築
- 人口の規模・年齢構成の変化に対応した行政運営の構築
- 子育て世代、高齢者が暮らしやすいまちづくりの推進
- 住みやすく働きやすいまちづくりの推進

(2) 安全で安心な暮らしを守る

- 災害に強いまちづくりの推進
- 犯罪や事故のないまちづくりの推進
- 市民生活における安全の確保
- 環境にやさしいまちづくりの推進
- いのちや健康を守るまちづくりの推進

(3) 厳しい財政状況における行政運営

- 効果的、効率的、計画的な行財政運営の推進
- 市民と行政の役割分担の見直し

(4) 将来にわたって持続可能なまちづくり

- 人口構造の変化に対応したまちづくりの推進
- 公共施設の適正な管理と活用

(5) グローバル社会への対応と情報通信技術の利活用

- グローバル社会への対応と国際感覚の醸成
- 外国人市民が暮らしやすいまちづくりの推進
- 情報通信技術（ICT）を活用したまちづくりの推進

(6) 新たな自治のあり方への対応

- 地域コミュニティの再構築
- 市民参画・市民との協働のさらなる推進
- 自立した自治体の構築

■第1章 つながり大切にしまちづくり
(人権、コミュニティ、交流)

第1節 人権の尊重と権利の擁護

- ・人権施策の推進
- ・平和施策の推進
- ・多文化共生社会の推進

第2節 男女共同参画社会の実現

- ・男女共同参画の推進
- ・女性の活躍の推進

第3節 コミュニティ活動の充実

- ・地域コミュニティの維持・発展・再構築
- ・市民活動の支援と活性化推進
- ・外国人市民との交流推進

第4節 自治体間交流の推進

- ・姉妹都市・友好都市との交流推進
- ・都市間連携の推進

■第2章 学びあいのまちづくり
(生涯学習、教育、スポーツ)

第1節 生涯学習の推進

- ・学習環境の充実
- ・学習活動の充実
- ・学習成果の活用

第2節 学校教育の推進

- ・学校教育体制及び学習環境の充実
- ・学校教育内容の充実

第3節 社会教育の充実

- ・社会教育環境の充実
- ・家庭・地域の教育力の向上
- ・青少年教育の充実
- ・文化財保護・活用の充実、
伝統文化活動団体の育成支援

第4節 生涯スポーツの充実

- ・スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ・スポーツ環境の整備

■第3章 ささえあいのまちづくり
(福祉、健康)

第1節 地域福祉の推進

- ・地域福祉基盤の整備
- ・地域福祉活動の推進

第2節 生活支援の推進

- ・相談指導体制の充実
- ・自立支援の推進

第3節 子ども・子育て支援の充実

- ・保育サービスの充実
- ・幼児教育の環境整備
- ・児童援護の推進
- ・母(父)子福祉の推進
- ・子育て支援及び子育て支援の充実
- ・妊娠期からの切れ目ない支援の推進
- ・母子保健と児童発達支援の充実

第4節 高齢者支援の推進

- ・生きがい活動の推進
- ・生活支援の推進
- ・介護保険サービスの充実

第5節 障害者支援の推進

- ・活動支援の推進
- ・自立支援の推進
- ・生活支援の推進

第6節 健康づくりの推進

- ・健康づくりの推進
- ・保健事業の推進
- ・医療受診体制の充実

■第4章 住みやすく緑豊かなまちづくり
(都市環境、自然環境、生活環境)

第1節 計画的な土地利用の推進

- ・土地利用計画の策定と推進
- ・まちの拠点の形成と連携強化の推進
- ・基地跡地留保土地利用の検討

第2節 都市基盤の整備

- ・市街地の整備
- ・良質な民間開発の推進
- ・災害への対応

第3節 都市施設の整備と維持管理

- ・道路・橋梁の整備と維持管理
- ・上水道の整備と維持管理
- ・下水道の整備と維持管理
- ・公園の整備と維持管理

第4節 生活環境の整備・保全

- ・公共交通網の整備
- ・生活環境の維持と保全
- ・廃棄物対策、循環型社会の推進
- ・住宅対策の推進

第5節 自然環境の維持・保全

- ・自然環境の保全と活用
- ・緑を守り育む意識の醸成
- ・緑の保全と創出

第5章 活気に満ちたまちづくり (産業、観光、市民文化)

第1節 農業の振興

- ・農業基盤の強化推進
- ・農業生産の振興
- ・地産地消の促進

第2節 商工業の振興

- ・活動支援の推進
- ・基盤整備の推進
- ・労働環境の整備
- ・雇用の促進
- ・経営基盤強化支援の推進

第3節 観光の振興

- ・資源開発の推進
- ・資源活用の推進
- ・魅力事業化の推進

第4節 市民文化の振興

- ・市民文化創造
- ・市民文化の発信

第6章 安全で安心してくらせるまちづくり (危機管理、交通安全、生活安全)

第1節 危機管理対策の充実

- ・危機管理体制の整備
- ・防災体制の充実
- ・広域消防体制の支援
- ・消防団体制の充実
- ・国民保護体制の整備
- ・空き家対策の推進

第2節 交通安全対策の推進

- ・交通安全環境の整備
- ・交通安全対策の推進

第3節 生活支援の推進

- ・市民相談の推進
- ・婚活支援の推進
- ・就労支援の推進

第4節 生活安全対策の推進

- ・消費者対策の推進
- ・防犯体制の充実
- ・基地周辺環境の整備

計画の実現に向けて

第1節 サービスの最適化

- ・市民ニーズの把握と活用
- ・市政情報の共有化の推進
- ・情報通信技術(ICT)の利活用と地域情報化の推進
- ・広域行政の推進

第2節 公共施設の最適化

- ・行政サービスに応じた施設機能の見直し
- ・施設の活用、長寿命化の推進
- ・管理運営の効率化

第3節 担い手の最適化

- ・公共サービスの提供における
- ・市民と市の役割分担
- ・多様な主体による協働の推進
- ・民間活力の有効活用

第4節 事務事業の最適化

- ・歳入の確保
- ・事務事業の評価と改善
- ・事務事業の選択と重点化
- ・歳出の効率化と事業費の削減

第5節 組織機構の最適化

- ・職員の意識改革
- ・人材育成の推進
- ・組織機構の簡素化と効率化
- ・定員の適正管理の推進

第1章

「つながりを大切にしまちづくり」 (人権、コミュニティ、交流)

市民一人ひとりが互いの人権を尊重し合いながら、誰もがまちづくりに参画・参加できる環境を整え、コミュニティ活動をはじめとしたさまざまな市民活動の充実を図ることで、市民同士や団体、各地域のつながりを大切にしたいまんながが住み続けたいまちをつくりたい。

○第1節「人権の尊重と権利の擁護」

市民一人ひとりが互いを尊重し合い、平和で差別のない明るい社会を目指します。

- ・人権施策の推進
- ・平和施策の推進
- ・多文化共生社会の推進

○第2節「男女共同参画社会の実現」

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指します。

- ・男女共同参画の推進
- ・女性の活躍の推進

○第3節「コミュニティ活動の充実」

市民一人ひとりが、分野や世代の垣根を越え、互いに連携し支え合うことで、地域課題を解決していくことのできるコミュニティ活動の活発なまちを目指します。

- ・地域コミュニティの維持・発展・再構築
- ・市民活動の支援と活性化推進
- ・外国人市民との交流推進

○第4節「自治体間交流の推進」

広い視野を持つ人材を育てるとともに、都市間で連携して市民サービスの向上が図れるようなまちを目指します。

- ・姉妹都市・友好都市との交流推進
- ・都市間連携の推進

第2章

「学びあいのまちづくり」 (生涯学習、教育、スポーツ)

子どもから大人まで、市民が生涯にわたって学び続けることができ、学びの場としての学校教育や社会教育を充実させ、学んだ成果を地域や社会に活かすことで、市民一人ひとりがいきいきと暮らせるまちをつくりたい。

○第1節「生涯学習の推進」

だれもが生涯にわたって、いつでも、どこでも学ぶことができ、学んだことを暮らしや地域に活かすことのできるまちを目指します。

- ・学習環境の充実
- ・学習活動の充実
- ・学習成果の活用

○第2節「学校教育の充実」

子どもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成し、子どもたちが「生きる力」を育むことのできる、教育を大切にすまちなちを目指します。

- ・学校教育体制及び学習環境の充実
- ・学校教育内容の充実

○第3節「社会教育の充実」

市民一人ひとりの主体的な学習活動を促進し、学びを通じて生まれる人の輪が広がっている、活力あるまちを目指します。

- ・社会教育環境の充実
- ・家庭・地域の教育力の向上
- ・青少年教育の充実
- ・文化財保護・活用の充実、伝統文化活動団体の育成支援

○第4節「生涯スポーツの充実」

だれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しみ、健康で活力に満ちた人生を送ることができるまちを目指します。

- ・スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ・スポーツ環境の整備

第3章 「ささえあいのまちづくり」 (福祉、健康)

地域福祉を基盤として、市民同士の支え合いを中心とした福祉を充実するとともに、保健・医療・福祉の連携によっていのちと健康を守る取組を進めていくことで、市民一人ひとりが健康で快適な生活を送ることができるまちをつくりまします。

○第1節「地域福祉の推進」

互いに助け合う意識やそのための仕組みを整える地域づくりを進め、人としての自然な心が通い合い、人の尊さや優しさを感じながら全ての市民が自分らしく生活できるまちを目指します。

- ・地域福祉基盤の整備
- ・地域福祉活動の推進

○第2節「生活支援の推進」

生活保護に至る前の生活困窮者及び生活保護世帯に対して、自立に向けた支援を行い、自立と尊厳が確保された社会を目指します。

- ・相談指導体制の充実
- ・自立支援の推進

○第3節「子ども・子育て支援の充実」

全ての子育て家庭が安心して子育てできるとともに、子どもの夢や生きる・学ぶ・育つ権利が守られ、子ども自身が学びやすい、遊びやすい、住みやすいと感じられるような、子どもの人権を大切にするまちを目指します。

- ・保育サービスの充実
- ・幼児教育の環境整備
- ・児童援護の推進
- ・母（父）子福祉の推進
- ・子育て支援及び子育て支援の充実
- ・妊娠期からの切れ目ない支援の推進
- ・母子保健と児童発達支援の充実

○第4節「高齢者支援の推進」

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生きがいをもって生活できるような環境の整備された、明るく活力のある長寿社会を目指します。

- ・生きがい活動の推進
- ・生活支援の推進
- ・介護保険サービスの充実

○第5節「障害者支援の推進」

障害のある方もない方も自立した一人の人間としてお互いを尊重し、共に支え合い、いきいきと暮らせるまちを目指します。

- ・活動支援の推進
- ・自立支援の推進
- ・生活支援の推進

○第6節「健康づくりの推進」

市民一人ひとりが主体的に健康づくりや疾病の予防に取り組み、誰もが生涯にわたり、心身ともに健康で、生きがいのある生活を送ることができる社会を目指します。

- ・健康づくりの推進
- ・保健事業の推進
- ・医療受診体制の充実

第4章 「住みやすく緑豊かなまちづくり」 (都市環境、自然環境、生活環境)

計画的な土地利用を進める中で、都市基盤の維持改善に取り組むとともに、自然環境と生活環境それぞれの環境を守ることで、快適で利便性の高い、市民にとって住みやすさが実感できる緑豊かなまちをつくりまします。

○第1節「計画的な土地利用の推進」

将来性を考慮した計画的な土地利用を推進し、市民が住みやすいと感じることができるまちを目指します。

- ・土地利用計画の策定と推進
- ・まちの拠点の形成と連携強化の推進
- ・基地跡地留保地利用の検討

○第2節「都市基盤の整備」

利便性が高く、災害に強い、市民が安全で安心して生活できる良好な都市環境のあるまちを目指します。

- ・市街地の整備
- ・良質な民間開発の推進
- ・災害への対応

○第3節「都市施設の整備と維持管理」

道路、橋梁、上下水道、公園など都市基盤の整備により、快適な市民生活を送ることのできるまちを目指します。

- ・道路・橋梁の整備と維持管理
- ・上水道の整備と維持管理
- ・下水道の整備と維持管理
- ・公園の整備と維持管理

○第4節「生活環境の整備・保全」

市民の生活環境が整備された、快適な市民生活を送ることができるまちを目指します。

- ・公共交通網の整備
- ・生活環境の維持と保全
- ・廃棄物対策、循環型社会の推進
- ・住宅対策の推進

○第5節「自然環境の維持・保全」

本市特有の自然環境を保全するとともに、まちに豊かな緑がある、自然環境と調和した持続可能なまちを目指します。

- ・自然環境の保全と活用
- ・緑を守り育む意識の醸成
- ・緑の保全と創出

第5章

「活気に満ちたまちづくり」 (産業、観光、市民文化)

市内のさまざまな産業の振興を図るとともに、地域の特性を生かした観光資源のアピールや新しい市民文化を創造し発信に取り組むことで、まちそのものの活気、そこに住むひとの活気に満ちたまちをつくります。

○第1節「農業の振興」

地域の特性を活かし、市民や消費者にとって魅力ある農業が展開されるまちを目指します。

- ・農業基盤の強化推進
- ・農業生産の振興
- ・地産地消の促進

○第2節「商工業の振興」

地域経済が活性化し、地域と密着した力強い産業活動が展開されるまちを目指します。

- ・活動支援の推進
- ・基盤整備の推進
- ・労働環境の整備
- ・雇用の促進
- ・経営基盤強化支援の推進

○第3節「観光の振興」

本市への来訪者に魅力を感じてもらうとともに、市民に愛着を感じてもらえるまちを目指します。

- ・資源開発の推進
- ・資源活用の推進
- ・魅力事業化の推進

○第4節「市民文化の振興」

市民生活を営む上で必要な、楽しさ、感動、喜び、安らぎを創造するために、活気に満ちた市民文化が形成されたまちを目指します。

- ・市民文化創造
- ・市民文化の発信

第6章

「安全で安心してらせるまちづくり」 (危機管理、交通安全、生活安全)

市民生活の安全を確保するために、さまざまな災害に対応する危機管理体制を確立するとともに、交通安全の推進や、日常生活におけるさまざまな不安の解消にも取り組み、市民が安全で安心してらせるまちをつくります。

○第1節「危機管理体制の充実」

自然災害や武力攻撃事態等に対する備えが充実した、市民が安全で安心してらせるまちを目指します。

- ・危機管理体制の整備
- ・防災体制の充実
- ・広域消防体制の支援
- ・消防団体制の充実
- ・国民保護体制の整備
- ・空き家対策の推進

○第2節「交通安全対策の推進」

地域や関係機関と連携し、市民が安心して日常生活を送ることができる、交通事故の起きにくいまちを目指します。

- ・交通安全環境の整備
- ・交通安全対策の推進

○第3節「生活支援の推進」

市民生活の諸問題に対して、相談や支援の体制が整備された、安心して生活を送ることができるまちを目指します。

- ・市民相談の推進
- ・婚活支援の推進
- ・就労支援の推進

○第4節「生活安全対策の推進」

消費者トラブルや犯罪が起きにくい、安全な市民生活を送ることができるまちを目指します。

- ・消費者対策の推進
- ・防犯体制の充実
- ・基地周辺環境の整備

「計画の実現に向けて」

6つの大綱に基づく政策や施策の実現に向けては、「行政改革大綱」を定めて、以下の5つの視点からの「最適化」に取り組み、限られた財源の中でより効率的で効果的な行財政運営に努めます。

○第1節「サービスの最適化」

社会環境等の変化に伴う市民ニーズを的確に捉え、変化に見合った柔軟なサービスを提供することで、行政サービスの最適化を目指します。

- ・市民ニーズの把握と活用

- ・市政情報の共有化の推進
- ・情報通信技術(ICT)の利活用と地域情報化の推進
- ・広域行政の推進

○第2節「公共施設の最適化」

公共施設の機能やサービスの見直しを図るとともに、保有量や配置の適正化などに取り組むことで、公共施設の最適化を目指します。

- ・行政サービスに応じた施設機能の見直し
- ・施設の活用、長寿命化の推進
- ・管理運営の効率化

○第3節「担い手の最適化」

行政が担うべき役割と責任を明確化し、市民や民間事業者等が担うことができるものは委ねるようにすることで、サービスの向上を図りつつ経費の削減及び業務の効率化に向けた担い手の最適化を目指します。

- ・公共サービスの提供における市民と市の役割分担
- ・多様な主体による協働の推進
- ・民間活力の有効活用

○第4節「事務事業の最適化」

目的を達成した事業や効果が低下した事業については大胆な見直しや改善を行うなど、積極的にスクラップ・アンド・ビルドに取り組むことで、市民本位の質の高いサービス提供に向けた事務事業の最適化を目指します。

- ・歳入の確保
- ・事務事業の評価と改善
- ・事務事業の選択と重点化
- ・歳出の効率化と事業費の削減

○第5節「組織機構の最適化」

最小の職員数で最大の効果を挙げられるような組織機構と、質の高い行政サービスを提供するための自覚と責任を持った人材の育成により、組織機構の最適化を目指します。

- ・職員の意識改革
- ・人材育成の推進
- ・組織機構の簡素化と効率化
- ・定員の適正管理の推進